

富田林市要綱第9号

富田林市孤独・孤立対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、富田林市孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(構成機関等)

第3条 協議会は、富田林市成年後見制度利用促進事業実施要綱（令和4年富田林市要綱第61号）第5条の規定により設置する協議会をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の協議に関し、当該支援対象者の同意がない場合は、富田林市重層的支援体制整備事業実施要綱（令和5年富田林市要綱第16号）第5条に規定する支援会議において当該会議の目的と併せて行うものとする。

(守秘義務)

第4条 協議会の構成員その他の関係者は、正当な理由なく、協議会に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。